

キャリアアップ助成金  
社会保険適用時処遇改善コース 活用イメージ  
～労働時間延長メニュー～

# 目次

労働時間延長メニュー	1
【適用拡大により新たに被保険者となるケース】	2
【賃上げにより新たに被保険者となるケース】	3

※「適用拡大により」とは、令和6年10月1日から50人超企業における被用者保険の適用が拡大するケースを指しています。

※「賃上げにより」とは、最低賃金の改定や企業内での賃上げにより、新たに月収8.8万円を超えるケースを指しています。

また、1年目及び2年目に4%の賃上げがあったケースを示しています。

# 労働時間延長を組み合わせる場合

## 労働時間延長メニュー

所定労働時間の延長により社会保険を適用させる場合に事業主に対して助成を行うものです。  
以下の表の①～④のいずれかの取組を行った場合に、労働者1人当たり中小企業で30万円（大企業の場合は22.5万円）を支給します。

	週所定労働時間の延長		賃金の増額	申請の時期	1人当たり助成額
①	4時間以上	+	—	左欄の取組を 6か月間継続した後2か月以内	<b>6か月で</b> <b>30万円</b> (大企業は22.5万円)
②	3時間以上 4時間未満		5%以上		
③	2時間以上 3時間未満		10%以上		
④	1時間以上 2時間未満		15%以上		

▶詳しくはパンフレットP.4を参照ください。

## 労働時間延長メニュー

(時給1,016円・週所定労働時間20時間の者が、**適用拡大により**新たに被保険者となるケース)

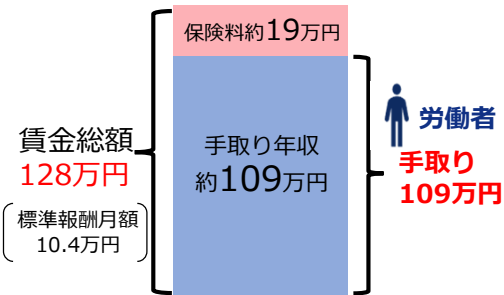
【適用前】 週20時間  
(時給1,016円)

年収  
約106万円

【適用後】

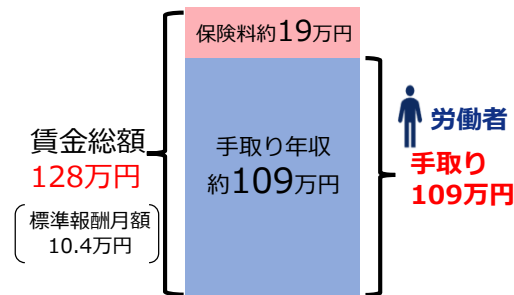
1時間延長  
賃金15%以上増額

週21時間 (時給1,169円)



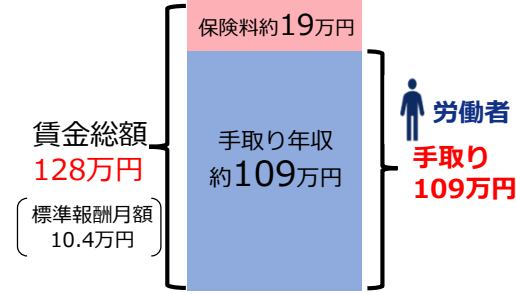
2時間延長  
賃金10%以上増額

週22時間 (時給1,118円)



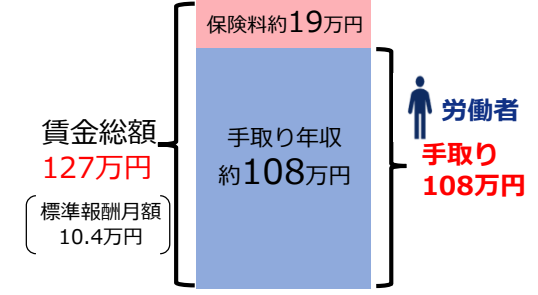
3時間延長  
賃金5%以上増額

週23時間 (時給1,067円)



4時間延長

週24時間 (時給1,016円)



社会保険適用

6ヶ月

助成額：30万円

キャリアアップ計画の提出  
※今後の取組の方向性を確認

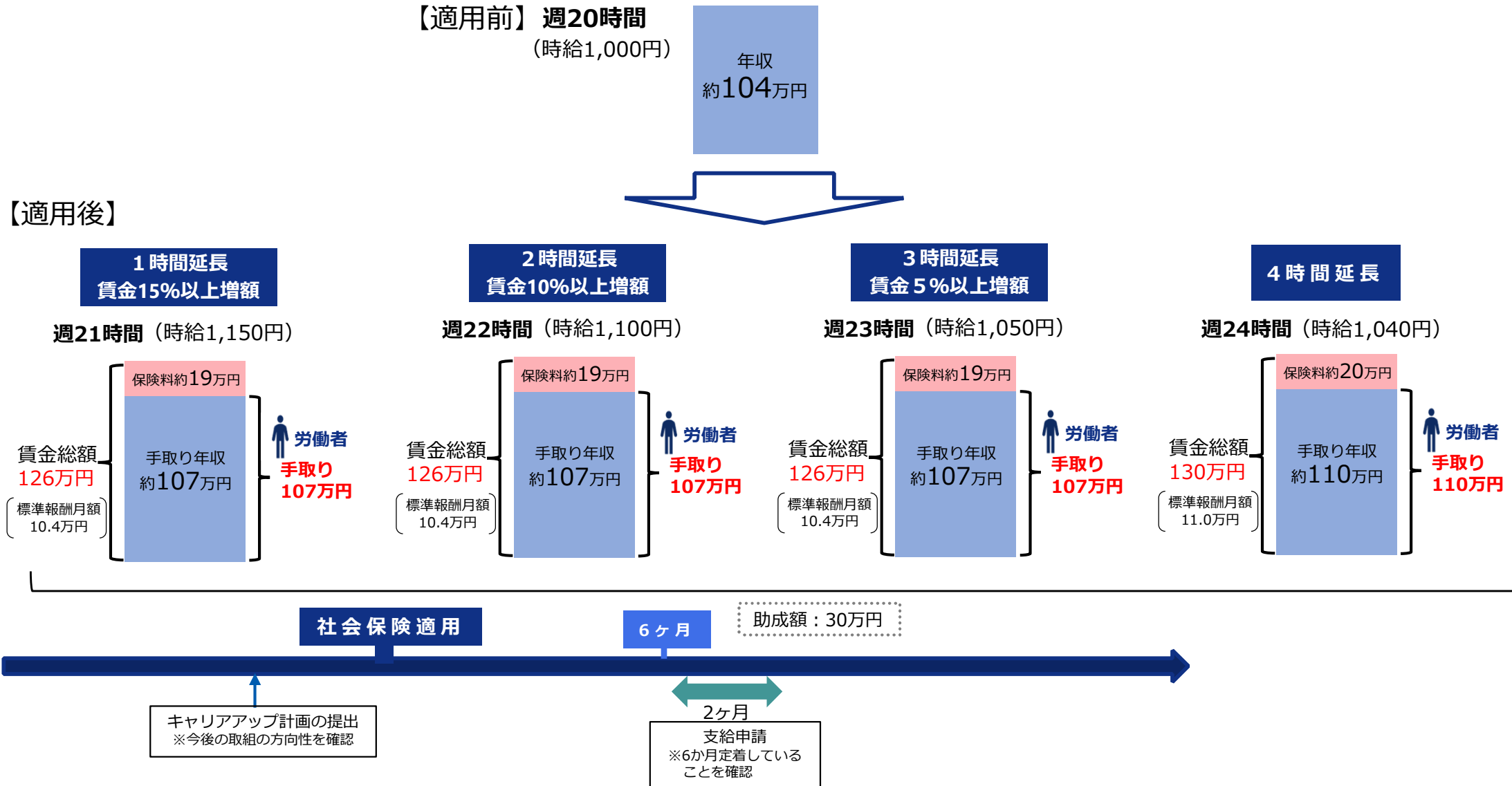
2ヶ月

支給申請  
※6か月定着している  
ことを確認

※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。

## 労働時間延長メニュー

(時給1,000円・週所定労働時間20時間の者が、賃上げにより新たに被保険者となるケース)



※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。